

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

告示	ページ
平成十五年度調理師試験の実施(三九二・健康対策課).....	1
大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(三九三・商工業振興課).....	2
都市計画の変更による送付図書の縦覧(三九四・都市計画課).....	2
建築基準法による道路位置の指定(三九五・山本地域振興局建設部).....	2
公告	
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の役員の退任の届出(秋田地域振興局農林部).....	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....	3
土地改良区の定款変更の認可(由利地域振興局農林部).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	4

告示

秋田県告示第三百九十二号
 調理師法(昭和三十三年法律第四百七十七号)第三条の二第一項の規定により、次のとおり平成十五年度調理師試験を実施するので、調理師法施行細則(昭和三十四年秋田県規則第三十四号)第二条第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十日

一 試験の日時及び場所

- (一) 日時
平成十五年八月二十七日(水)午後一時三十分から午後三時三十分まで
- (二) 場所

秋田県知事 寺田典城

- 二 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 三 受験資格
平成十五年度調理師試験実施要領において定める。
- 四 受験申し込みに必要な書類
受験願書 二通
- (二)(一) 添付書類
調理業務従事証明書 二通
- (2)(1) 卒業(修了)証明書又は卒業証書の写し 二通
- 卒業(修了)証明書に記載されている姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を二通添付すること。
- (3) 写真
- 受験願書提出前六月以内に脱帽で、上半身を正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもの 一枚
- (4) 封筒 二通(受験票及び試験結果を封書で送付するため)
封筒は、他の受験書類と共に配布する。封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記すること。住所が勤務先の場合は、勤務先の名称も付記すること。

- 五 受験願書用紙の配布
(一) 期間及び時間
土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年六月十六日(月)から同年七月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
秋田県内の各地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所
- 六 受験願書の受付
(一) 期間及び時間
土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年七月一日(火)から同年七月十一日(金)までの午前九時から午後五時まで
- (二) 場所
住所地を所管する地域振興局福祉環境部(保健所)。秋田市の居住者は秋田市保健所。また、秋田県内に住所を有しない者にあつては、秋田県内の地域振興局福祉環境部(保健所。秋田市保健所を除く)とする。なお、原則として郵送によ

<p>申請者の住所及び氏名</p>	<p>道路の位置の指定箇所</p>	<p>道路の延長</p>	<p>道路の幅員</p>	<p>指定年月日</p>
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>秋田県告示第三百九十三号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。</p> <p>平成十五年五月二十日</p>	<p>横手サテイ 横手市安田字向田百九十七外</p> <p>二 県の意見 意見なし</p> <p>三 意見を述べた日 平成十五年五月十二日</p> <p>四 関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 横手市役所 商業観光課</p> <p>(二) 縦覧期間 平成十五年五月二十日から同年六月二十日まで</p>	<p>秋田県告示第三百九十四号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の圖書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成十五年五月二十日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>秋田県告示第三百九十五号</p> <p>建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十五年五月二十日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>
<p>七 受験手数料 額 (一) 六千円 (二) 納入方法 受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。</p> <p>八 合格者の発表 平成十五年九月十日(水)午前九時に秋田県庁前公告板及び各地域振興局福祉環境部(保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に試験結果通知書を送付する。また、ホームページ「健康秋田情報ネット」http://www.pref.akita.jp/eisai/index.htmlでも合格者受験番号を掲載する。</p> <p>九 開示請求の受付 開示内容 (一) 科目別得点及び総合得点 期間及び時間 (二) 土曜日、日曜日、祝祭日を除き、平成十五年九月十日(水)から同年十月九日(木)までの午前九時から午後五時まで (三) 場所 秋田県健康福祉部健康対策課</p> <p>十 試験についての問い合わせ先 秋田県健康福祉部健康対策課(電話〇一八 八六〇 一四二八)又は最寄りの地域振興局福祉環境部(保健所)、秋田市保健所</p>	<p>秋田県告示第三百九十四号</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の圖書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。</p> <p>平成十五年五月二十日</p> <p>秋田県知事 寺田典城</p>			

公 告

山本郡二ツ井町種字萩の台百七十八番地
特定非営利活動法人 結いの里
理事 山崎 京子

山本郡二ツ井町種字萩ノ台百九十四番の
内

四十三・二三メートル

六・〇メートル

平成十五年五月十二日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡鷹巣町今泉土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月二十日

一 退任理事の住所及び氏名

秋田県知事 寺田典城

北秋田郡鷹巣町今泉字大堤岱十二番地五	仲谷末知
字今泉百三十七番地二	松岡公憲
字上悪戸四十二番地三	仲村弘文
字今泉五十番地	成田金正
七十六番地	成田哲美
九十一番地一	簾内孝太郎
八十六番地	成田岩直
字大堤岱十四番地三	成田由美
字根立場二番地百六十三	松井忠治
字上野二番地一	簾内勲
二 就任理事の住所及び氏名	
北秋田郡鷹巣町今泉字今泉九十一番地一	簾内孝太郎
五十番地	成田金正
字根立場二番地百七十八	丹田金美
字今泉百三十七番地二	松岡公憲
字根立場四十五番地	成田徳男
字大堤岱十四番地三	成田由美
字上悪戸四十二番地三	仲村弘文
字大堤岱十二番地五	仲谷末知
字今泉八十六番地	成田岩直
七十六番地	成田哲美

三 退任監事の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町今泉字大堤下七番地四

字大堤脇十二番地三

字今泉七十七番地二

四 就任監事の住所及び氏名

北秋田郡鷹巣町今泉字大堤下七番地四

字大堤脇十二番地三

字上野二番地一

簾内藤太郎
武田響一
成田与市
簾内藤太郎
武田響一
簾内豊

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、飯田川町土地改良区から次のとおり役員
の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡飯田川町下蛇川字釈迦前三十四番地五

佐藤重一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、由利郡大内町土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
平成十五年五月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

由利郡大内町牛寺字境目百五十七番地

中館字中屋三百六十六番地の一

深沢字神野百七十番地の一

米坂字家ノ前二十番地

大谷字栗沢八十二番地

岩谷町字十二柳六番地の一

小林周一
齊藤和
嶋山清一
東海林金次
深井忠
伊藤景朗

由利郡大内町岩谷町字川端九十七番地	佐藤	昇
岩谷麓字中谷地百七十三番地	石井	綾夫
三川字熊野田百十二番地	正木	一男
字家ノ上九十八番地の二	伊藤	兵一
北福田字岩洞川原百十五番地の二	佐々木	浩二
徳沢字大平二十五番地	鈴木	忠
大倉沢字沖田九十四番地	正木	正一
加賀沢字加賀沢十七番地	戸堀	秀紀
松本字野添八十九番地	小笠原	英一
及位字及位二百三番地	伊藤	勇人
長坂字三嶽前二番地	伊藤	仁志
葛岡字土沢二十八番地	堀川	悌二
平嶋字家ノ下十二番地	佐々木	源治
中田代字葎ヶ沢七十三番地	伊藤	陸朗
字後口開四十五番地	佐々木	和智
新沢字下川原百九十番地	佐藤	和男
中帳字戸沢百六十四番地	遠藤	昭一郎
高尾字沢田七十八番地	大友	祐一
中俣字道ノ下二十二番地	加藤	龍作
字鷹ヶ台四十九番地の三	齊藤	光雄
二 就任理事の住所及び氏名		
由利郡大内町深沢字申田八十五番地	細矢	利昭
米坂字家ノ前二十番地	東海林	金次
岩谷町字川端九十七番地	佐藤	昇
三川字熊野田百十二番地	正木	一男
北福田字岩洞川原百十五番地の二	佐々木	浩二
大倉沢字沖田九十四番地	正木	正一
加賀沢字加賀沢十七番地	戸堀	秀紀
松本字道添八十七番地の二	小笠原	三郎
長坂字上長坂百六十三番地	遠藤	九一
葛岡字里五十九番地	岡部	和春
平嶋字上谷地百五十五番地	佐々木	忠利
中田代字朴沢百九番地	佐々木	眞光
中帳字戸沢百六十四番地	遠藤	昭一郎
中俣字碓り二十二番地	真坂	実

由利郡大内町中俣字鷹ヶ台四十九番地の三
 退任監事の住所及び氏名
 齊藤 光雄

由利郡大内町岩谷町字十二柳百十九番地
 成田 毅

平嶋字上谷地百五十五番地
 佐々木 忠利

中田代字朴沢百十番地
 畠山 幸夫

四 就任監事の住所及び氏名
 由利郡大内町岩谷麓字中谷地百七十三番地
 石井 綾夫

葛岡字町妻川原七番地
 中村 勝男

中田代字後口開四十五番地
 佐々木 智

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡大内町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十五年五月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十日
 秋田県知事 寺田 典城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年五月二十日
 秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項
 (一) 購入物品の名称及び数量
 空港用高速スノーパ除雪車（自走式） 一台

(二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
 平成十五年十月三十一日（金）

(四) 納入場所
 秋田県空港管理事務所

二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等
 (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年五月二十日(火)から同年六月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月四日(金)午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased : 1 Self-Propelled High Speed Airport Runway Sweeper
2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 4 July, 2003
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

正 誤

ページ 段 行 誤

正

平成十四年十一月八日(第七百五十九号)掲載の秋田県告示(開発行為に関する工事の完了)
(原稿誤り)

四 上

後ろから十七番	能代市字松長布三百七十八番一、三百八十八番一、三百八十九番一、三百九十番、	能代市字松長布三百八十七番一、三百八十八番一、三百八十九番一、三百九十番、
---------	---------------------------------------	---------------------------------------

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (862) 8766 FAX (863) 0005
E-mail: matsu-barara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄